

## 新型コロナウイルスに関する中小企業者等特別相談窓口の設置について

都は、今般の新型コロナウイルスの流行により、事業活動に影響を受けるまたは、その恐れがある中小企業者等を支援するため、1月30日（木）より特別相談窓口を設置します。

### ○資金繰りに関する相談

相 談 窓 口：東京都産業労働局金融部金融課

住 所：東京都新宿区西新宿2-8-1  
都庁第一本庁舎19階北側

電 話 相 談：03-5320-4877

中小企業制度融資の詳細はこちら

⇒ <http://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.jp/chushou/kinyu/yuushi/yuushi/>

### ○経営に関する相談

相 談 窓 口：公益財団法人 東京都中小企業振興公社 総合支援課

住 所：東京都千代田区神田佐久間町1-9  
東京都産業労働局秋葉原庁舎5階

電 話 相 談：03-3251-7881

Eメール相談：[sien@tokyo-kosha.or.jp](mailto:sien@tokyo-kosha.or.jp)

各窓口の相談時間は平日9:00~17:00、土日・祝日の相談は行っておりません。

なお、関東経済産業局、都内各商工会議所及び商工会連合会、日本政策金融公庫、東京信用保証協会等においても、同様の相談を実施しております。

詳細は中小企業庁ホームページ等をご覧ください。

⇒ <https://www.meti.go.jp/press/2019/01/20200129007/20200129007.html>

### 【お問い合わせ先】

(資金繰りに関する相談)

産業労働局金融部金融課 電話 03-5320-4877

(経営に関する相談)

産業労働局商工部経営支援課 電話 03-5320-4780